

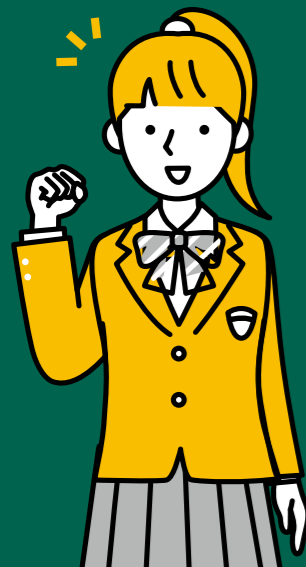
18歳

※ 18歳となった最初の
3月31日まで(高校卒業相当)

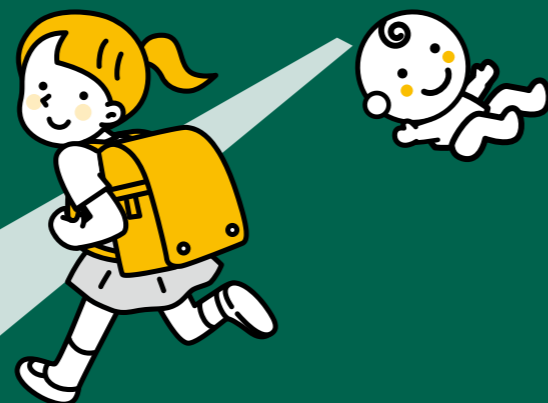
四国中央市にお住まいの

0歳

子育て世帯の
負担軽減



医療費 無料



住み続けられる
まちづくり

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを



令和5年4月から

高校生相当の医療費が無料に

就労された方、学生以外の方、婚姻された方、病気や就学で市外へ転出している方も対象となります

こどもの医療費助成を拡充

これまでは…

15歳まで

※15歳となった最初の3月31日まで

令和5年4月～

18歳まで

※18歳となった最初の3月31日まで

拡充

問い合わせ先 国保医療課 福祉医療係 28-6017

高校の学校活動中の事故による医療費の支払い方法

高校生が、学校活動中にケガをしたら、受給者証を利用せず、病院での医療費は、一旦、自己負担でお支払いください。

後日、高校が加入している(独)日本スポーツ振興センターの「災害共済給付金」を手続きすることで、「自己負担した医療費」と「療養分(医療費の1割)」が給付されます。

平日の夜間など急な体調不良の医療費負担は

急な体調不良などで四国中央市急患医療センターをご利用されたとき、小学生以上の方は、受給者証の利用ができません。
※新居浜市医師会内科・小児科急患センターも同じ

医療費は一旦、自己負担でお支払いし、後日、市役所(国保医療課、各窓口センター)で払い戻しの手続きをしてください。

病院でのご利用方法は…

県内の病院にかかるとき

病院などの受付時に提示してください。
・健康保険証(マイナ保険証)
・受給者証

県外の病院にかかるとき

県外では受給者証の利用はできません。病院での医療費は、一旦、自己負担でお支払いください。後日、市役所(国保医療課、各窓口センター)で払い戻しの手続きをしてください。

必要書類

- ・受給者証
- ・領収書(診療点数などが記載)
- ・口座が確認できる通帳 など
- ・高額療養費支給決定通知書(健康保険から高額療養費の支給がある場合)

医療費助成の請求期限

診療した月の翌月から2年間

03

2月末までに申請書類をご提出ください

- ▶提出方法
- ・返信用封筒で提出
- ・国保医療課、または各窓口センターへ提出

期間内の提出ができなかった場合も随時受付をしています。

01

2月中旬に申請書類が自宅に届きます

- ▶令和5年度に高校2・3年生の方
- 平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

※修学で既に転出されている方は、上記までお問い合わせください

まずは、登録申請をしましょう

医療費助成を受けるためには、受給者証が必要です。

新規対象の方には、受給者証の登録申請書を郵送しますので、ご提出をお願いします。

次の方は、申請する必要はありません

▶現在、こども医療費助成の受給者証をお持ちの方には、期間を延長した「新しい受給者証」を郵送します。

- ・中学3年生、幼保年長クラス…3月下旬に郵送
- ・小学1年生～中学2年生 …4月以降に順次郵送

▶現在の医療費助成が優先されますので、申請する必要はありません。

- ・生活保護を受けているご家庭
- ・心身障害者(緑色)の受給者証をお持ちの方
- ・ひとり親家庭(ピンク色)の受給者証をお持ちの方

04

3月下旬頃に受給者証が自宅に届きます



3月下旬頃の発送を予定しています。

02

申請書類のほか、次の書類をご用意ください

対象者の健康保険証のコピー

申請書には、必要事項をご記入ください。